

2020年（令和2年）4月30日

保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う
保育所等への登園自粛要請について（期間延長）**

日頃から、本市の保育行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、2020年（令和2年）4月7日に発令された緊急事態宣言を受け、同日、神奈川県知事から具体的な緊急事態措置が示され、本市では、保育所等における感染拡大防止を図る観点から、緊急事態措置期間である5月6日までの間、登園の自粛を強く要請させていただいております。

こうした中、現時点で5月7日以降の緊急事態措置の取扱いが明らかになっておりませんが、市内や近隣自治体の感染状況に大きな変化が見られないことから、引き続き、感染拡大防止対策を図ることとし、登園自粛要請期間を延長することとします。

保護者の皆様におかれましては、保育所等での感染を防止し、流行の拡大を食い止めるため、この趣旨をご理解いただき、引き続き登園自粛にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後、緊急事態措置の変更や市内の感染状況の変化等が生じた場合には、取扱いが変更となることがありますので、ご留意おきください。

1 登園自粛要請期間について

次のとおり、登園自粛要請期間を延長します。

2020年（令和2年）4月13日から2020年（令和2年）5月31日まで

2 登園自粛要請期間中の保育の対象者について

4月13日以降の登園自粛要請期間中の保育の対象者から変更はありません。

3 保育料・給食食材料費の取扱いについて

(1) 保育料（0～2歳児クラス）

ア 保育料の減免の取扱い

2020年（令和2年）4月3日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園登園自粛等に関するお願い（期間延長）」に記載のとおり

(裏面に続く)

り、日割計算による減免を行います。

なお、市外在住の方については、お住いの市町村へご確認ください。

イ 保育料の減免申請について

4月分の保育料減免申請については、提出期限を2020年（令和2年）5月11日までとしておりましたが、登園自粛要請期間中となることから、4月分以降については申請書の提出は不要とします。市が各施設へ確認の上、減免額をお知らせすることとします。

(2) 給食食材料費（3～5歳児クラス）

給食食材料費の通常時の取扱いは月額徴収を基本とし、欠席した場合でも原則として減免を行わないこととしておりますが、登園自粛要請期間の長期化を踏まえた特例措置として、現在、一定の減免の実施について調整中です。今後、対応が決まり次第、各園を通じてお知らせします。

4 育児休業からの復職等の取扱いについて

育児休業からの復職の場合は入所日の翌月15日までの復職、また、就労内定や求職中の場合は入所日から2ヵ月以内に月64時間以上の就労の開始が必要となっております（4月1日入所の場合、5月15日までに復職）。

こうした中で、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応策の影響により、勤務先との調整の結果、「育児休業からの復職日」や「就労開始日」を延期する場合には、これまで復職や就労開始の期限を5月末としてきましたが、この度の登園自粛要請期間の延長に伴い、6月末（7月1日復職も可）を目途に復職又は就労開始の延長を認めることとし、その場合は認可保育施設の退所を求めないこととします。

以上

事務担当 藤沢市 子ども青少年部 保育課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電 話 0466-50-3526（直通）
F A X 0466-50-8446
E-mail fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp